下線部:変更部分 (新) 第11版 施行日: 令和4年4月1日 (旧) 第10版 施行日:令和2年3月1日 改訂理由 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の治験並びに製造販売後臨床試験の実施に関する標準業務手順書 さいたま市立病院 表紙 さいたま市立病院 押印省略の運用に伴い変更 院長 堀之内 宏久 (12)【医療機器·再生医療等製品】 (12)【医療機器・再生医療等製品】 治験機器・治験製品の製造、取扱い、保管及び管理は、適│治験機器・治験製品の製造、取扱い、保管及び管理は、 |切な製造管理及び品質管理のもとで行うこと。治験機器・治|適切な製造管理及び品質管理のもとで行う。治験機器・治|記載整備 治験の原則 験製品は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画 | 験製品は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計 書を遵守して使用すること。 画書を遵守して使用する。 (4) 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において (4) 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において 第1章 総則 「治験薬」を「治験機器」、「治験使用薬」を「治験使用機 「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」、「副作 GCPガイダンス改正に伴い変更 1.目的と適用範囲 |器」、「被験薬」を「被験機器」、「副作用」を「不具合」と読み 用」を「不具合」と読み替えるものとする。 替えるものとする。 第2章 第2章 実施医療機関の長 (5)院長は、当院において治験使用薬を適正に管理させる (5)院長は、当院において治験薬を適正に管理させるため GCPガイダンス改正に伴い変更 (院長)の業務 |ために、治験薬管理者を選任する。 に、治験薬管理者を選任する。 1. 治験実施体制の確立 (1)院長は、治験責任医師から「重篤な有害事象に関する 報告書(医薬品治験)(書式12)」、「重篤な有害事象に関 (1)院長は、治験責任医師から「重篤な有害事象に関する報 する報告書(医薬品製造販売後臨床試験)(書式13)」、 告書(医薬品治験)(書式12又は書式13)」、「重篤な有害事 「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(医療機器 象及び不具合に関する報告書(医療機器治験)(書式14又 |治験)(書式14)|、「重篤な有害事象及び不具合に関する は書式15)」、「重篤な有害事象及び不具合に関する報告 報告書(医薬品製造販売後臨床試験)(書式15)」、「重篤 書(再生医療等製品治験)(書式19)」又は「重篤な有害事 な有害事象及び不具合に関する報告書(再生医療等製品 第2章 第2章 実施医療機関の長 象及び不具合に関する報告書(再生医療等製品製造販売 (院長)の業務 治験)(書式19) |又は「重篤な有害事象及び不具合に関 記載整備 |後臨床試験)(書式20)|が提出された場合には、「治験審 9. 重篤な有害事象の発生 |する報告書(再生医療等製品製造販売後臨床試験)(書 | 査依頼書(書式4) |とともに当該報告書の写しを治験審査 |式20)|が提出された場合には、「治験審査依頼書(書式 |委員会に提出し、治験継続の可否について意見を求める。 4) とともに当該報告書の写しを治験審査委員会に提出 院長は、治験審査委員会が求める場合、及びその他必要 し、治験継続の可否について意見を求める。院長は、治験 に応じて、追加の情報を治験責任医師に求め、治験審査委 審査委員会が求める場合、及びその他必要に応じて、追 員会に提出する。 加の情報を治験責任医師に求め、治験審査委員会に提 出する。

		<u> </u>	点		<u> </u>		<u>下線部:変更部分</u>
	(新) 第11版 施行日:令和4	年4月1日	(IE	3) 第10版 1	施行日:令和2年3月1	日	改訂理由
第2章 第2章 実施医療機関の長 (院長)の業務 12. 治験を製造販売後臨床試験 に切り替え継続実施する場合	(1)院長は、治験依頼者から治切り替え継続実施する旨の申及び4項の手順あるいは本章策審査委員会から製造販売後認を取得する。 (2)院長は、本章5.(1)項の手順験に関する契約を締結する。 承認日以降は自動的に「治験読み替える旨を規定しておくこ	し出があった場合、本第7項の手順に準じて 会臨床試験の実施につ に準じて製造販売後 はお、治験契約書にお 」を「製造販売後臨床」とでも差し支えない。	章3項 予め治 Oいて承 (な 臨床試 いて、 試験」と	il)			GCPガイダンス改正に伴い追記
第4章 治験責任医師等の業務 1. 治験責任医師の要件	(2)治験責任医師は、治験実施治験 <u>使用</u> 薬の適切な使用法に (7)治験責任医師は、治験分担 実施計画書、治験 <u>使用</u> 薬及び 情報を与え、指導及び監督す	三十分精通しているこの 国医師、治験協力者等 「各人の業務について ること。	と。 治 (7) (7) (十分な 験) 報	験薬の適切な 治験責任医的 実施計画書、	雨は、治験実施計画書 使用法に十分精通し 雨は、治験分担医師、 治験薬及び各人の業 及び監督すること。	ていること。 治験協力者等に治	GCPガイダンス改正に伴い変更
第4章 治験責任医師等の業務	(2)治験責任医師は、治験依頼計画書案及び最新の治験薬根薬を除く。)に係る科学的知見は情報に基づき治験依頼者とことの倫理的及び科学的妥当	既要書 <u>及び治験使用勢を記載した文書</u> 等のう 協議し、当該治験を9	整(被験 資料又 実施する する。	画書案及び最 づき治験依頼 的及び科学的	市は、治験依頼者から 最新の治験薬概要書等 者と協議し、当該治駅 3妥当性について十分	学の資料又は情報に 験を実施することの倫 検討する。	GCPガイダンス改正に伴い変更
	(4)治験責任医師は、この合意 ともに治験実施計画書又はそ 付を記入する。	れに代わる文書に署	な親者と 名し、日 <u>印、</u>	ともに治験実施 <u>又は</u> 署名し、	がは、この合意を証すを を計画書又はそれに作 日付を記入する。	せわる文書に <u>記名押</u>	
3. 説明文書の作成	(3)説明文書には少なくとも以 12)モニター、監査担当者、治 全ての治験審査委員会を含む が診療録等を閲覧できること。 全されること。また、同意文書 署名 することによって閲覧を記 17)治験責任医師の氏名及び	験審査委員会(意見を た。)及び国内外の規制 その際、被験者の秘 に被験者又はその代 忍めたことになること	を聴いた 12) 計当局 たま 密は保 局が 諾者が はほ	)モニター、監 全ての治験審 が診療録等を 保全されるこ	は少なくとも以下の事 査担当者、治験審査系 査委員会を含む。)及 ・閲覧できること。その と。また、同意文書に表 くは署名 することによ	委員会(意見を聴い び国内外の規制当際、被験者の秘密 破験者又はその代諾	GCPガイダンス改正に伴い変更

		<u>変</u>		<u>点</u>		覧		<u>下線部∶変更部分</u>
	(新) 第11版 施行日: 4	う和4年4月1日			(旧) 第10版	施行日:令和	回2年3月1日	改訂理由
第4章 治験責任医師等の業務 7.治験の実施	(4)治験責任医師又は治療 従って治験使用薬を使用 (5)治験責任医師又は治療 使用薬を処方する。 (6)治験責任医師又は治験 い使用方法を各被験者に 適切な間隔で、確認する。 (7)治験責任医師、治験分 帰属性、判読性、同時性 たすように努める。原デー かのぼることができるとと 瞭とならないよう注意する により説明できるようにす	する。 検分担医師は、 検分担医師は、 ご説明、指示し、 が説明された。 <u>神田本性、正確で多変変更前の</u> ・また、当該変	、同意取得後に 、治験 <u>使用</u> 薬の 、当該治験にとった 指示を正しく守た RCは、原データ 性及び安全性 場合、その過程 の記載内容が不	治正つてが満さ明	(5)治験責任医験薬を処方する (6)治験責任医使用方法を各	<u>日</u> 架を使用 師又は治験? る。 師又は治験? 破験者に説明 各被験者が	分担医師は、治験実施計画書 lする。 分担医師は、同意取得後に治 分担医師は、治験薬の正しい 月、指示し、当該治験にとって 説明された指示を正しく守って	GCPガイダンス改正に伴い変更
第4章 治験責任医師等の業務 9.被験者の同意の取得	を記入する。 (7)	並びに被験者が こ対して補足的 も同意文書に 験分担医師は、 )項の規定に従	が署名し、各自 な説明を行った 署名し、日付を 、被験者が治験 って署名及びE	日付に場入に付渡る。このは、日付には、日付には、日付には、日付には、日付には、日付には、日付には、日付に	医師又は治験名し、各自日(7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	分担医師並で 対を記入するが被験力者に対 計験協力者。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三対して説明を行った治験責任 がに被験者が <u>記名押印又は</u> 署 。 対して補足的な説明を行った場 同意文書に <u>記名押印又は</u> 署 分担医師は、被験者が治験に )項の規定に従って <u>記名押印又</u> れた同意文書の写し及び説明	GCPガイダンス改正に伴い変更

		変	更	点		覧		下線部:変更部分
	(新) 第11版 施行日:令	1和4年4月1日	1		(旧) 第10版	施行日:令和2年3月1日	5	<b>收訂理由</b>
第4章 治験責任医師等の業務 9.被験者の同意の取得	る。 (13)治験責任医師又は治験分類 切り替え継続実施する場合、製 対して当該医薬品が承認された 販売後臨床試験に参加すること る。なお、治験の同意説明文書 試験として継続する旨の同意が 販売後臨床試験に継続して参加	得ることができた。 治験に参加させたの危険が生じた。 かの危険が生じた。 は十分の危険が見がいた。 は十分の危険が限ができない場合による説意思を配い。 による説意思を配い。 を参できまに署名できまに署名できまに署名できまに署名でままに署名でままにのの記させるので、 は一般のでは、 は一を は一を は一を は一を は一を は一を は一を は一を は一を は一を	はい場合には、こことが場合には、こことが場合にはることができるいる場合にあるい場合できるのであるに、同意できるのであるに、自然を担けてきない。というでを担け、ここのは、自然のでは、おいっとは、はいっとは、はいい。はいいは、はいい。はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは	次。 合性場がかにするは、 がかにするは、 までられているは、 はこれであるは、 までいまする。 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまするは、 までいまする。 までいまする。 までいまする。 までいまする。 までいまでいまする。 までいまする。 までいまする。 までいまでいまする。 までいまでいまなななななななななななななななななななななななななななななななな	(なし)		C	GCPガイダンス改正に伴い変更
第4章 治験責任医師等の業務 11. 治験実施計画書からの逸脱	(1) ~中略~ 又は治験の事務的事項( 実施医療機関の名称・診り び治験依頼者の所在地又 変更等)のみに関する変質 ない。	療科名の変見 な電話番号	更、実施医療 の変更、モ=	機関及ニターの	更、実施医療 関及び治験依 責任医師の職	務的事項(治験依頼者の組 機関の名称・診療科名の変 頼者の所在地又は電話番号 名の変更、モニターの変更等 場合には、この限りではない。	更、実施医療機 計の変更、 <u>治験</u> 等) のみに関す	GCPガイダンス改正に伴い変更

		変	<u>更</u>	<u>点</u>	_	莧		下線部:変更部分
	(新) 第11版 施行日:	令和4年4月1日	3			行日:令和2年3		改訂理由
第4章 治験責任医師等の業務 11.重篤な有害事象の発生	(1)治験責任医師は、重無は、治験使用薬との因果 篤な有害事象を「重篤な 治験)(書式12 <u>又は書式</u> 合に関する報告書(医療 15)」、「重篤な有害事象 医療等製品治験)(書式	(東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)	の発生を認めたと に係わらず、全ての は有害事象及び式 は有害事象及書式14 <u>又は書</u> は対する報告書( に対する事事後に は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	(1)は重薬(事14薬及19)は重薬(事14薬及19)は、2)安ついのでは、1)は重薬(事14薬及19)は、2)安ついのでは、1)は、1)は、1)は、1)は、1)は、1)は、1)は、1)は、1)は、1)	験責任医師に 議験有場合の「製工」と を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	は、重集は まの重、「重集な 重果な重集な 事果な重直な をでする。 をでする。 をでする。 は、では、では、では、できる。 は、で、できる。 は、で、できる。 は、できる。 と、。 は、と、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	事象の発生を認めたとき 無に係わらず、全ての (ま事象に関する報告書( (ま事象に関する報告書( (を事事な有式を) (を関する報告書( (を関する報告書( (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	GCPガイダンス改正に伴い変更
第4章 治験責任医師等の業務 14.症例報告書等の作成及び報 告	(2)治験責任医師又は治 実施計画書の規定に従っ 題がないことを確認した。 験依頼者に症例報告書る (4)治験責任医師は、治 について、その内容を高 きに、氏名を記載する。 (5)治験責任医師又はは、 に従う。症例報告書を 入び氏名を記載し、ま 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	つ た た た た た た た た た た た た た	の内容を点検し、 を記載する。また、 う写しを保存する。 作成した症例報告ないことを確認した ないことを確認した は、症例報告れた手 から提供された手 た場合は、日付の は修正については	台間治 書と 変引の変当験問治 書と 更き記 当 (2)験しすを (4)書た (5)更引付い (5)を開いている (4)を (5)を (4)を (4)を (5)を (4)を (5)を (5)を (5)を (5)を (5)を (5)を (5)を (5	検討が表現である。 強計がよう。 医書いる。 を書かいた、 大きずでで記が、 をで記が、 をで記が、 をでいたが、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでのでは、 はでいるが、 はでいなが、 はでいなが、 はでいなが、 はでいるが、 はでいるが、 はでいるが、 はでいるが、 はでいるが、 はでいるが、 はでいるが、 はでいるが、 はで	スは治験のでは治験のでは治験のでは、 対策のではでいた。 対策ではでいた。 対策では、 大容は、 大容は、 対策に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	師は、症例報告書を治成し、その内容を点検に、 <u>記名押印又は署名</u> 告書を提出し、その写し 部が作成した症例報告 問題がないことを確認し の関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの の	GCPガイダンス改正に伴い変更

		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>			<u>下線部:変更部分</u>
	(新) 第11版 施行日:	令和4年4月1日		(旧)	第10版	施行日:	令和2年3月1日		改訂理由
第4章 治験責任医師等の業務 14.症例報告書等の作成及び報 告	(8)治験責任医師等によたっては、治験責任医的 (真正性)を担保しなけれ	<b>『等本人が内容</b>			)				GCPガイダンス改正に伴い変更
第5章 ①治験使用薬の管理 1. 治験使用薬の管理責任	第5章 ①治験 <u>使用</u> 薬の 1. 治験 <u>使用</u> 薬の管理責 治験使用薬の管理責任	任	0	1. 治縣	検薬の管		院長が負う。		GCPガイダンス改正に伴い変更
第5章 ①治験使用薬の管理 2. 治験薬管理者 の指名	を適正に保管・管理させ 応じて治験薬管理補助: <u>用</u> 薬管理業務を行わせ	る。なお、治験。 者を置き、自らの ることができる。	薬管理者は、必要 の管理の下に治験	に <u>使</u> 応じて 薬管理	こ保管・管 治験薬管	管理させる 管理補助	検薬管理者とし、全ての治 。なお、治験薬管理者は 者を置き、自らの管理の <sup>-</sup> ことができる。	、必要に	GCPガイダンス改正に伴い変更
第5章 ①治験使用薬の管理 3. 治験薬管理者の業務	一般来では、できない。 一般来では、できない。 一般来では、できない。 一般来では、できない。 一般来では、できない。 一般をできない。 一をできないない。 一をできないない。	びにていい ではいる 大いに ではいました。 ではいまた。 ではいまた。 ではいまた。 ではいまた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	録に際して従うべき 田川 以下ではいます。 大変のの業のの業ののは、して、 ののは、として、 ののは、として、 ののが、として、 ののが、として、 ののが、として、 ののが、というでは、 といるでは、 といるでは	き頁の在月 一項験・者、一つ領域の指とだし品(1))依管2)任付3)領4)線でであってを留路域・超の書館を適いまり、保証制を関係であってを開発している。	がを)拡張的験業を理がと照責めな保記及大すがののりの締搬合任る治ののりの締般合任る治ののりのが搬合任る治の選受受いがある選受受いに、	管たPを薬す領手よさ、治師理手省実品る ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	思する。 を確認した後、治験依頼 薬を受領する。その際、 領書を発行する。 ニターと協議して処方箋の が行えるように治験責任	<b>だ手をがす 書薬 者治 記き書)。庫医 治保 責薬 要</b>	GCPガイダンス改正に伴い変更

		変		点	_	覧		下線部:変更部分
	(新) 第11版 施行日:令和				第10版 加	施行日: 令和2年	3月1日	改訂理由
第5章 ①治験使用薬の管理3. 治験薬管理者の業務	(2)治験使用薬の保管、管療取の保管、管療取の保管、管療の保管、管療の保管、管療の保管、管療の保管、管療の保管、管療の保管、管療の保管、管療の保護、企業の保護、企業の保護、大学、会別治療を作り、対学をは、大学、会別治療をは、大学、会別治療がある。のでは、大学、会別治療がある。のでは、大学、会別のでは、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	医い 関連び施 処 等。がのなる者島る が却台受はない 関連び施 方 の。交のれ。から。 確さ験領治計 方 切っている者島。 がおりでいる者島。 なら扱 回治 れ治薬。使をでいる。 はないに は しょう は 柄 治用、 収験 たり は 極 は が に しょう に に しょう に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	の治れた。 が表して、東 を は を は で は で は で は で は で は で は で は で に の の に 。 に の に 。 。	よ 薬食らこ 認 医 つ薬方 か 未治験 数ぬり 管用 と す 師 、に等 ら 使験依 数め	.)			GCPガイダンス改正に伴い変更

		<u> </u>			<u></u>		<u>下線部:変更部分</u>
	(新) 第11版 施行日:令和	]4年4月1日		(旧) 第10版	施行日:令和2年3月	1日	改訂理由
第5章 ①治験使用薬の管理 4.治験使用薬の被験者宅への配 送	医薬品の治験において、治薬の投与開始又は投与継統判断された被験者には、当性質、投与経路及び投与期した上で、治験責任医師の治験使用薬を届けることが途定められた手順に従い実業者を用いて被験者宅に治は、医薬品GCP省令第39条を受託する者と契約を締結	表可能と判断され 該試験の内容(治 間等)、被験者の 責任のもと当院か できるものとする。 施するものとする 験使用薬を配送 の2の規定に基2	、かつ必要と 験使用薬の 状態等を考慮 ら被験者宅に この場合、別 。また、運搬 する場合に	(なし)			GCPガイダンス改正に伴い変更
第7章 記録の保存 1.記録保存責任者	3)①治験薬管理者 治験使用薬の管理に関する 験使用薬交付書、治験使用 取扱い手順書、その他治験 等 ②治験機器管理者 治験使用機器の管理に関す 表、治験使用機器の管理に関す 表、治験で用機器の管理に関す 表、治験での取扱い手順書、 資料及び記録等	薬回収書等)、治 使用薬に関するう 「る記録(治験 <u>使</u> 治験 <u>使用</u> 機器回り	計験 <u>使用</u> 薬の 資料及び記録 租機器管理 収書等)、治験	書、治験薬回収治験薬に関する ②治験機器管 治験機器の管 治験機器の管 器交付書、治駅	に関する記録(治験系 又書等)、治験薬の取る資料及び記録等 理者 理に関する記録(治調 乗機器回収書等)、治		GCPガイダンス改正に伴い変更